

法 務 大 臣 殿
出入国在留管理庁 長 官 殿
福岡出入国在留管理局長 殿

2020年3月5日

移住労働者と共に生きるネットワーク・九州

連絡先 福岡市博多区美野島 2-5-31 美野島司牧センター内
共同代表 井上幸雄（福岡市：アジアに生きる会・ふくおか）
岩本光弘（北九州市：外国人技能実習生権利ネットワーク・北九州）
コース・マルセル（福岡市：美野島司牧センター）
中島眞一郎（熊本市：コムスタカ-外国人と共に生きる会）

要 請 書

1 永住許可要件の適合性についての審査の厳格化について

- ①今回の永住許可ガイドラインの改定による審査基準を厳格化は、永住許可取得を困難にするものです。「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」）の外国人との共生と定着を目指すべき方向に逆行します。永住許可要件を緩和してください。
- ②今回の改定により申請時に提出を求められる所得、社会保険料等の書証類は、相当過度な要請であると思われます。特に自営業、期間雇用者、派遣社員等にとっては、揃えようのないものと受け止められています。「総合的対応策」の趣旨に沿って、見直してください。
- ③今回の改定による年収基準の上げは、永住許可取得を困難とするものです。引上げ基準の一律の適用ではなく、都市と地方や、正規労働者と非正規労働者との賃金格差、自営業者の所得状況など配慮した柔軟な運用を行ってください。

2 「日本人の配偶者等」や「定住者」の在留資格の更新や変更について

- ①同居中の日本人配偶者と離婚調停や離婚訴訟など係争中の外国人の在留資格（「日本人の配偶者等」）の更新・変更について、夫婦双方に婚姻継続の意思がない場合、外国籍の配偶者が、調停や訴訟の目処がつくまで、対等・公平に争えるように「日本人の配偶者等」の在留資格で「在留期間1年」の更新を認めてください。
- ②「日本人の配偶者等」から「定住者」への在留資格の変更申請に関して、ガイドラインを設けて公表してください。
- ③「定住者」あるいは「日本人の配偶者等」の在留資格を有して日本で暮らす外国人が、その親の介護あるいは子どもの育児のため親を呼び寄せたい場合、現状では、高齢であることや、その地で誰も扶養する者がいない等厳しい要件の下で「特定活動」での入国が認

められていますが、その要件を満たさない場合には、親族訪問として「短期滞在」の在留資格で呼び寄せるしか方法がありません。親の呼び寄せの場合、「短期滞在」あるいは「特定活動」ではなく、「定住者」の在留資格を付与し、長期的に滞在できるようにしてください。

3 個人識別情報の提供の義務化について

①外国人（特別永住者や16歳未満などを除く）を対象として、指紋情報など個人識別情報の提供を義務として求めることは、外国人を管理・監視の対象とするもので、外国人を差別し、基本的人権を侵害するものであり、すみやかに廃止してください。それに向けた段階的な対応として、まず永住者への適用を除外してください。

②提供された個人識別情報をプライバシーとして保護し、その目的外利用を許さず、その利用目的達成のための合理的な期間経過後はすみやかに消去してください。

4 DV被害者及び人身取引の被害者について

①改正DV防止法の立法趣旨に沿って、外国籍のDV被害者に対して、その認定を積極的に行うこと、日本人配偶者と離婚成立前であれば「日本人の配偶者等」の在留資格の更新を、離婚後であれば「日本の配偶者等」から「定住者」への在留資格の変更を認め、在留資格が付与されること等、その保護を明確にしてください。

②在留資格のない外国籍の人身取引の被害者に対しては、刑事や民事上の加害者責任の追及を可能とするため、被害者に在留特別許可により就業可能な在留資格を付与するなど長期的な在留を可能とする被害者保護を行ってください。

③男性や旅券上では男性となっているセクシュアル・マイノリティの人身取引被害者を一時保護できる施設を設けるか、DV被害者と同様に全額公費援助で一時保護できるようにしてください。

④人身取引被害者には、性的搾取だけでなく労働搾取による被害者も含まれます。技能実習生の中には、送出し機関などに多額の保証金を支払わされ、違約金の契約を締結させられ、日本で働けば多額の貯金ができるとだまされて来日している人もいます。これらの技能実習生を人身取引被害者と認定し保護してください。

5 外国人労働者の就労届出からの摘発の中止

事業主に義務付けられている外国人労働者の就労状況の公共職業安定所（ハローワーク）への届出情報は、外国人及び外国人労働者の個人情報です。この届出情報をもとにした入管の摘発は、個人情報の目的外利用であってプライバシーの侵害となります。この届出情報をもとにした外国人の摘発を中止してください。

6 技能実習生制度の見直しについて

- ①2017年11月施行の新制度下でも、「日本の優れた技術移転を通じての国際貢献」という理念と、安い労働力を求める日本の受け入れ側や高い賃金を求めて働きに来る技能実習生という実態との乖離は拡大しています。技能実習制度を廃止し、実態にあわせ、外国人労働者に転職の自由が認められる「労働」の在留資格を設けてください。
- ②2017年11月施行の技能実習制度では、送出国と日本との間に政府間協定が締結されることになりましたが、送出国において、来日前に高額の斡旋・紹介料を支払われ、保証金や違約金契約を締結するケースが見られます。このような行為に関与した送出国機関に対して、在留資格認定申請を受け付けない等、技能実習生が借金を抱えて来日することのないようにしてください。
- ③2018年12月の臨時国会で、失踪した技能実習生の中には、最低賃金未満で働かされたり、酷い人権侵害を受けていた者が多く存在することが明らかになりました。この技能実習生に対して、転籍先を見つけて実習が継続できるようにするか、その被害を補償できるようにするとともに、違反先の監理団体や実習実施機関に対し厳しい処分を行ってください。
- ④監理団体や実習実施機関の「不正行為」や「法令違反による人権侵害」からの救済を求めている技能実習生が、その権利や損害の回復ができるまで日本に滞在できるように在留資格について配慮してください。また、在留中の滞在費(食費や宿泊費など)を、監理団体や実習実施機関に負担させるようにしてください。
- ⑤監理団体、実習実施機関による強制帰国の行為を止めるために、貴庁の業務時間外でも対応して頂けるよう福岡空港の入管出張所に直通電話を設置してください。

7 日本語学校等留学生について

日本語学校は、学生が大学や専門学校等の上級学校への進学に際し、必要な日本語を習得する機関であり、学生の就労は、日本語学習に支障のない範囲でなされるべきところ、就労を主な目的とする在籍、あるいは就労に追われて日本語学習が疎かになっている現実が散見されます。

- ①日本語学校に対して以下のことを指導してください。
- ・送出国機関による日本での就労制限（原則週28時間以内）の説明義務と当該外国人の説明受領確認の徹底
 - ・「日本語教育機関の告示基準」の遵守
 - ・本人の意思を無視し、強制帰国させることの禁止
- ②福岡入管に、日本語学校留学生専用の相談窓口を設置してください。
- ③福岡入管は、送出国機関、あるいは日本語学校による事実と異なる説明により入国した留学生がいる場合、不利益を当該留学生にだけに負わせることがないように、留学生の在留資格の更新等について一定期間保護的な対応を取ってください。
- ④日本語学校による留学生のパスポート取り上げ、本人の意思を無視した強制帰国等の人権侵害を疑う情報に接したら、貴庁は速やかに事案を調査してください。その結果人権侵

害が確認されたら、告示基準に基づき日本語学校に対して対処してください。

⑤専門学校所属の留学生についても、所管庁と協同して、専門学校に対応してください。

⑥日本語学校、専門学校による強制帰国の行為を止めるために、貴庁の業務時間外でも対応して頂けるよう福岡空港の入管出張所に直通電話を設置してください。

8 「技能実習」「特定技能1号」等の家族帯同が認められない在留資格者間での妊娠・出産について

家族帯同が認められない「技能実習」「特定技能1号」等の在留資格者間で妊娠・出産した場合にも、その生命や健康が脅かされることのないよう、医療保険や雇用保険など公的保険制度が適用される在留資格を、母子に保障してください。また、母親や父親にも育児休業が取れるように在留資格を保障してください。

9 改正入管法に関して

①各種届出義務違反に対する警察や検察への入管からの告発については、引き続き悪質な事案に限定してください。

②日本人等の配偶者として在留している外国人が、配偶者としての活動を6月以上怠った場合の在留資格の取消、あるいは中長期在留外国人が住居の移転の届出を90日以上怠った場合の在留資格の取消に関しては、取り消されない正当事由の具体例を含めて、その運用のガイドラインを公表し、恣意的な運用にならないようにしてください。

③新たに規定された入管法22条の4の第1項の5号の在留資格の取り消しは、当該外国人が在留資格の活動を行わなくなった事情に十分配慮し、恣意的な運用にならないようにしてください。

10 入管行政への苦情窓口、外国人女性の長期収容問題、人権救済のための職員の増加などについて

①出入国審査での入国審査官の対応や警備課職員の対応など入管職員の職務行為などに苦情がある場合、苦情を受け付ける窓口があることを外国人に周知徹底してください。

②福岡入管内の外国人女性で長期的な収容が必要なケースでは、大阪入管等の遠方の収容施設ではなく、福岡入管内で収容を継続するか、積極的に仮放免を認めるようにしてください。

③出入国在留管理庁に外国人の人権を保障し多文化共生を進めていく「共生部」を設けて、多くの職員を配置してください。